

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號四第 卷一十四第

行發日一月十年十和昭

## 論 叢

限界生産力説の二形態……………文學博士 高田保馬  
 地方税としての營業税……………法學博士 神戸正雄  
 肥料配給統制と産業組合……………經濟學博士 八木芳之助

## 時 論

日埃貿易の整調について……………經濟學博士 谷口吉彦

## 研 究

工業に於ける經營所在地の選定に就いて……………經濟學士 大塚一朗  
 日本に於ける金爲替本位制の濫觴……………經濟學士 松岡孝兒  
 萬民經濟學と國民經濟學……………經濟學士 白杉庄一郎

## 說 苑

農山漁村財政の標準形態……………經濟學博士 汐見三郎  
 出生率の減退と失業問題……………經濟學士 三谷道麿

## 附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁 轉 載）

## 地方税としての營業稅

神戸 正雄

### 緒言

現代國家は財源難を嘆じ、地方に至ては尙一層にも財源難を嘆じつつある。國及地方は如何にして之を解消せんとするか。結局、財源を求むるに急なるが爲めに、却つて其財源が益々得られなくなるのであり、之を得んとすれば、むしろ先づ之を養ふに如かないであらう。そしてその養へば伸びて往くことの出来る所の、即ち伸びて往くだけの見込があるが如きの財源は何處にあるかといふと、其は恐らくは營業ではなからうか。此の營業こそは、現在既に有力なる財源なのであるが、將來に於ける見透しからいへば、もつともつと伸びて往く力があり、其が伸びて往くことによりて、其自身直接にも有力な財源となるが、其影響は實に土地にも家屋にも資本にも勞働にも及んで、更には交通にも消費にも及んで有らゆる課税の物件を豊かにすることとなるであらう。特に地方課税の立場にては、之が涵養宜しきを得たならば、其財源は益々豊かになるの可能性があると考へらるる。そこで私は茲に、營業の地方課税上に於ける重要と、其に對する地方課税方策とを考究して見やうと思ふ。

## 第一段 地方財源としての營業の重要

營業が如何に、地方財政にとりて有利なものであるかを檢するのに、勿論、其には有利な點ばかりが伴ふのではなく、不利なる點も亦之に伴ふのである。併し兩者を比較しても、尙ほ前者の方が一層多く且重いのである。

### (一) 其有利なる點

#### (A) 地方收入上に有利なる點

#### (い) 營業稅收入自身に於ける有利

#### (1) 營業稅の有利なる特徴

(a) 課稅物件たる營業其ものが大勢上、益々發展し得るの資質を備ふること——營業は國により地方によりて其發展方向を同じくするものではない。その種類が多少は地方によりても異り、其發展度も亦固より地方によりて等差の多きものであるけれども、地方の努力施設の如何によりては、益々之をば發展せしめることが出来る。經濟界に一進一退があり、好況時もあり不況時もありといふても、大勢は矢張り進展にあるのであり、之に乗じて施爲宜しきを得たならば、營業は殆んど無際涯にも伸びて往き得る。若も或地方が農業などに止まつて居たとしたならば、又は住居地、遊覽地に執着して居たとしたならば、其發展の度合は決して大したものではあり得

ない。營業、特に工業にて適切なる軌道に乗ることを得たときに、實に偉大なる發展が可能であり、隨ふて其地方は營業課稅から限りなく大な財源をも得ることとなるであらう。

(b) 其の營業中の少くとも或ものの利益が特に大なるものたり得ること——營業の中には固より其利益の小に且つ利益率の低きものもあるではあらう。けれども其中には、當業者の格別なる技能勤勉の結果によるか、其大資本力の利用の結果に出づるか、或は又、時運に恵まれたるによるか、其の何れか一つ又は二つ三つ重なりたるが爲めに、利益の非常に大なるものがあり得るのである。其絶對額ばかりでなく相對率にても異常に大なるものがあつて、自ら税を負擔する能力の特に大いものであり得る。夫の農業などの如く、利益の概して極めて薄く、むしろ不足經濟を例とするものと比較して、財源としては實に餘裕綽々たるものなのである。

(c) 營業には財産又は資本的の元素を含むだけ、純然たる勤勞元素によるものよりも負擔能力が一層大なるを得ること——營業には財産的の元素と勤勞的の元素とがあつて、其の割合は各種營業によりて一様ではなく、或ものにては資産的の元素が一層多く働き、他のものにては勤勞的の元素が一層多く働くけれども、兎も角凡べての營業に多少此二の元素が參加して居り、隨つては其に多少の資産的の元素が働くだけ、純然たる勤勞的のものに比しては、同一所得又は同一收益額としても一層大なる能力があるものと認められ、隨ふては又此點からしても之にて特別重課の理由が引出されるのである。

1) Terhalle, Fw. S. 247.

2) Terhalle, ebenda,

3) Gaede, Die Gewerbesteuer, besonders im Verhältnis zur Einkommensteuer. S. 20.

4) 租稅研究三卷、102以下

5) Terhalle, a. a. O. S. 246. Gaede, a. a. O. S. 21.

(d)營業の經濟方法及一部課稅方法もが租稅を容易に負擔せしむる性能を備ふること——營業は同ものでも容易に稅を擔ひ得るの事情にある。(イ)第一には其收入が多くは日々、時々刻々にも入り來り、其も實物でなくして金錢にて入り來るのだから、其結局の純益、餘剰が何うであらうと、兎も角も目前には手許にある金錢にて容易に納稅し得る。然るに農業だと收入は往々にして又は多くは實物にて入り來り、それも日々ではなく、年に數回固めて入り來り、稅を拂ふときには現金のなきことが屢々であり、其爲めに借金しなくてはならぬことにもなる。(ロ)第二には特に我國の營業收益稅隨つて地方の此への附加稅の如くに、純益を標準として取らるるならば、營業者は稅の爲めに元本を喰込まれることはなくして、純益から納稅し得るから樂に擔ひ得るのに、他方、地租、其附加稅、特別地稅は十年間固定した法定貸賃價格によりて取るから、農業者は好況時には格別その爲め困まらぬとしても、不況時には特に困るといふことになる。(ハ)更に轉嫁の難易からいふても、營業の方が一層容易であつて、重い負擔をも能く消費者其他のものへ移し得る。勿論營業にても轉嫁難といふ場合はある。けれども此にては好景氣を利用して、又は營業者の大資本又は大組織を利用して、負擔を轉嫁することが出来る<sup>6)</sup>ことが少くない。特に地方的の狭き顧客範圍に對する小商人の如きにては事情によりて可なり容易に購買者に轉嫁するといふことがある<sup>7)</sup>。處が土地農産物などにては其負擔を購買者に轉嫁することは多くの場合に六づかし<sup>8)</sup>い。此等色々な事情が綜合して、營業の方が農業に比しては、より擔ひ易いといふことがある。

6) Terhalle, a. a. O. S. 215.

7) Terhalle, a. a. O. S. 263. Gaede, a. a. O. S. 27. Armitage Smith, Principles and methods of taxation, p. 172.

8) Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 439.

9) A. Smith, l. c. p. 169. Green, The theory and practice of modern taxation. p. 234.

(e)營業は大體、其所在の地方の發達及施設によりて特に利益を受くるものあり随つて特に重課さるる理由あること<sup>10)</sup>——營業は其種類によりても多少異なるものはあるけれども、概していふと、多少の度に於て、其所在の地方から特に厄介になり、其から利益を受るといふことがあり、随ふて其が負擔し得るの力にのみ拘らず、場合によりては多少其の困難なる場合にては尙且つ或度までは割合に重い地方税を負ふべきものがあるといふことがある。

(2)現代政治組織の結果に屬するもの——其は營業稅の特徴といふほどのものでなく、營業稅の長所といふ譯にも往かぬが、其稅收入を多からしめることにはなる所の一の事情が茲にある。其は實に現代の政治組織から來るものである。即ち今日の普選時代には、地方の稅の定め方は兎角、無產者の都合の良いやうになる傾がある。そして營業者は通例少數なるを免れぬが爲めに、多數の無產者が負擔をば特に營業者に割合重からしめる傾がある。茲に不動産元素もあるが、此方への重課は間もなく無產者に轉嫁せられるといふので、彼等がむしろ之を避けるといふのである。<sup>11)</sup>尤も我國では特殊の事情があつて、營業者は假令少數ではあつても、議會に於て其利益を十分に擁護されて居る。

(ろ)他諸稅收入に於ける有利——營業及特に其發展は其自身、地方の稅收入を増大することとなるのであるが、此が其上にも、其地方に於ける他の經濟力、土地、家屋、資本、勞力、等の價値を増大し、即ち爲めに地價及家賃は上り、資本の需要、随つては供給も自ら増加し、勞賃は高

10) Gaede, a. a. O. S. 25. Terhalle, a. a. O. S. 215, 244, 247.

11) Lichtenstein, Die Finanzwirtschaft der deutschen Grossstädte, S. 9.

まり、失業者は減じ、むしろ彼等のための仕事を増加して、外部よりの來住をも促し、即ち一般に營業特に工業の發展が其地方繁榮の大原因であり、<sup>12)</sup>そして其地方に於ける所得の増加は實に營業特に工業の集中によること<sup>13)</sup>が最大のものである。土地の價の如きも住居用としては大した上り方を爲し得ないけれども、營業用となれば、其に幾百倍もするほどの例が少しとせぬのであり、かくて營業こそは有産者の致富の一大原動力だが、民衆とても之なくしては生存をも危からしめることになるのである。かくて營業の發展は獨り、直接に營業稅收入を増すばかりでなく、其他の收益稅及一般所得稅の收入をも、更に交通稅、消費稅收入なども増加することになるのである。

(B) 地方經費上に有利なる點——其は全體上は極めて小さいことでもあり、そして營業の地方財源上の影響としては間接の事柄でもあるけれども、營業が或地方に於て發展するときに、其地方財政上に生ずる一の結果は、此營業の發展中にある地方へ流入する營業人乃至營利人は、大體、成年の働き盛のものが多く、彼が此成年となるまでには他の地方にて養育され、教育されて、いはば人間としての生産費をかけられたものだが、其が此地方に來りては、其地方に此等の負擔をかけることなくして、其地方の發展の爲めに、其地方の富及所得の増加の爲めに努力することとなるのである。つまり其等の元素は實に在來土着人に比しては其地方の教育費、社會費、衛生費等をかけることの少きを得たものだといふことが出来る。<sup>14)</sup>即ちそれだけ此が地方財源を要することを少からしめて居るのである。

12) Helpenstein, Stellung und Wesen der Gewerbesteuer. S. 11.

13) Most, Die deutsche Stadt und ihre Verwaltung. I. S. 11.

14) Haensel, Zur Theorie der Kommunalbesteuerung (Festgabe f. G. Schnanz. II) S. 413.

(二) 其不利なる點——右にいふ如くにして營業は地方財源として有利なものではあるが、併し其反面に不利なるものもある。

(A) 營業と地方との關係上——營業が如何なる地方にも發展し得るものではなく、地方によりては之を如何に發展させやうとしても、如何とも致し方のなきこともある。例之、或地方にては交通上、打克ち難き不便のあることもある。動力、原料又は助成材料に何ものも有利な元素を有たぬといふことがある。勞力にあり餘るといふほどのことのないこともある。だから營業の有利といふ事は何の地方もが之を利用するといふ譯には往かない。けれども此迄、營業特に或營業に特に有利なる元素が人の氣のつかなかつた處に存在して居たといふこともあるから、其は仔細に實際につきて吟味しなければならぬ。特に營業によりては少々位の交通の不便よりも、何よりも安價な廣き土地を必要とすることがあつて、其が恰かも却つて是迄見棄てられた處に見出さるといふこともあり、特に條件につきての度合は各處の間に甲乙なく、税さへ少しでも安ければ其を**選む**といふ場合もあつて、地方當局の用意如何によりては、營業發展の動力を擱み得るといふこともあるのは見逃がすを得ぬ。

(B) 營業と時との關係上——營業の業績は時と共に推移し變化するを免れない。其大勢は益々發展の一方にあるとしても、其景氣には一進一退があつて、業績は變遷隆替を爲すべきものである。<sup>15)</sup> 隨ふては其稅收入も動搖するのであり、之が一般的發展性のみを信賴して、地方財政を按排し、

15) Lotz, a. a. O. S. 426. Tyszka, Fw, 2 Aufl. S. 148.

特に其經常的費用の増大ばかり計るときには、遂に支障に出會はなければならぬといふこともある。地方財政が之を利用せんとするについては、他方、此に於ける注意を怠つてはならない。

### (C) 營業の課税方法上の困難

(い) 營業中の差等課税の困難——營業の中には巨大なる利益額を生ずるもの又は巨大なる利益率をもつものもあつて、其には特に重き課税が爲し得るし、更に特に地方から一層多くの利益を受くるものもあつて、其の特別重課を相當とするものもあるのではあるけれども、さて其を税法上にて實施するとなると、其差別をするのが六つかしく、地方からの利益を受くることの多きものと其の少きものとの限界を引くことが六つかしきは勿論、利益額や利益率やの大小の如きは強めて限界をすれば或點以下と以上とにて區別をし得ぬことはないのだけれども、然るときはまた僅かに其點の上と下とで負擔の異なることが、あまりにも不公平だといふやうな非難をば受けなければならぬ。

(ろ) 營業の捕捉難——土地家屋は税が高いからといふて他地方へ移動することも出來ず、物件其もの並に其収益乃至價值が公然たるものであつて之が租税を遁脱することは困難であるけれども、<sup>16)</sup>營業に至りては税が高いといへば或度まで他地方へ移轉することも出來るし、<sup>17)</sup>或は或地方の税が重く其にては萬足なる利潤を得られずと思へば、初めより其處に設立しないことにもなり得るし、<sup>18)</sup>更に其収益に至りては内部的のものであつて、之が課税から容易に遁脱することが出來る。<sup>19)</sup>

16) Lotz, a. a. O. S. 426. Tyszka, a. a., O. S. 148. Green, l. c. p. 235.

17) Kaufm. nn, Kommunal finanzen, II. S. 113.

18) Green, l. c. p. 235. Seligman, Studies in public finance. p. 81.

19) Lotz, a. a. O. S. 426. 拙、租税研究、十卷、109

尤も營業の他地方への移動といふことは資本や勞働に比しては困難である。<sup>20)</sup>

營業には此等の不利はあるけれども、全體上、此等の不利も或度までは技術上打克つことが出來、又當局者の用意によりて解消することが出來、そして夫の有利をば十二分に利用することが出來るのである。

## 第二段 營業と地方との關係

營業が地方財源として重要なることは上にいふ如くだが、併し營業課稅の問題は其れだけでは盡きない。進んで其課稅の度合を究めなければならぬ。其れには地方と營業との關係を明にしなければならぬ。そして此の營業と地方との關係からいへば、營業が地方から世話になりそれから利益を受くるの故に、營業として地方負擔に特に重く任すべしといふ點もあれば、地方が營業から利益を受くることあるの故に、營業の地方負擔をば相當に斟酌しなければならぬといふ點もある。此二の面を明にすることによりて、初めて營業の地方課稅の適當なる度合が明となる。

### (一) 地方團體が營業に及ぼす影響

(A) 地方が一般に營業を發展することを得しめ且つ其營業の爲めに費用をかけること——地方の發達及施設が其地方の營業に影響して之をして發展するを得しめることは夙に人の注意する所であつて、例之、其地方が折角、費用をかけて道路を改良し、上下水道を良くすれば、其れが營業

20) Lotz, a. a. O. S. 441.

にとりて直接にも便利を増すが、人々の住居來遊にも便宜になりて其間接影響としても營業に  
りて顧客を多からしめる。<sup>21)</sup> 更に其地方に營業が發展することになれば、勢ひ其地方が益々多く、  
此等の土木事業を改良擴張しなければならぬやうにもなるし、營業干係者の多くなる爲めの故に、  
自ら教育、衛生、救濟、警察施設を増加し、之に費用を多くかけなければならぬことにもなる。<sup>22)</sup>  
此等の關係あればこそ、營業は、土地家屋と相並んで地方から特に利益を與へらるるものとして、  
特別重課の理由ありともせられるのである。

(B) 多少、土地家屋と趣の異なるものあること——かくて營業は大體、土地家屋と一緒に特別受益  
者と見做されるのであるけれども、此とも幾分か異なるものがないのではない。即ち土地家屋は齊  
しく其所在の地方から利益を受くるとしても、其は其地方のみから利益を受くるのであつて、他  
地方からしては之を受けない。又、其地方と離れることの出來ぬ切つても切れない關係にもあつ  
て、其地方と運命、消長を共にする外ないものである。然るに營業は其所在地方から利益を受け  
ても、往々にして本支店、營業處工場分工場などの關係が他地方との間にあつて、他地方からも  
利益を受け、其受益干係をば地方と地方との間に分別することの六つかしいことがあり、又、  
其所在地方から受くるものだけについて見ても其顧客が往々にして他地方の人からも成るといふ  
ことがあつて、他地方からの利益もが此に参加して居り、又營業によつては其所在地方が之に對  
するの態度何如によつては、其地方に見切りをつけて、他地方へ移轉するといふことも出来るの

21) Armitage Smith, l. c. p. 163.

22) Tyszka, a. a. O. S. 361.

であり、勿論、此移轉の容易さに於て資本家、勤勞者に比しては六づかしいのだけれども、土地家屋に比しては確かに容易である。此點に於て營業は、少くとも或營業は土地家屋に比し或地方から受くる利益の度合の弱いものとして良い。そして此に少くとも或營業としたのは、營業によりては、他地方に移轉の六づかしいものもあり、そして又、其地方のみと關係を有し、他地方との交渉の殆んど之なきものもあるからである。

(二)營業が地方に及ぼす影響——營業は上にいふやうにして地方から利益を受くるのであるが、更に營業が地方に利益を與ふるといふこともある。通例之を看過するけれども、之をも見逃してはならぬ。營業といふものの隆昌と否とは獨り地方のみならず、國家にも影響するものであつて、此企業の發展こそは一國の繁榮の本であるのだともいはれるが（企業の發展のみといふては少し言ひ過ぎであり、私は此と共に、文化の向上をも擧げなければならぬと思ふけれども、茲には問題外だから暫らく別とす）、其は一地方についても齊しくいひ得ることである。

(A) 一般に營業の存在及發展が、其地方の繁榮を左右するものである。——其處には營業がなく唯だ人々の住居のみだとか（營業は凡べて他地方からの支配に屬しつつ）、原始産業のみが行はれて居るとしたら、其地方は淋しくなければならぬ。地價も家賃も低く、資本の需要も乏しく、賃金も低くでしかあり得ないであらう。其地方に於ける凡べてのものは、其處にある營業にかかることが大であり、營業、特に工業が都市に集中することが其地方の所得増加の大原因であり、

更には其地方繁榮の最大の原因なのである。其は前にもいふ通りである。

(B)特に或地方發展の主動力を成す營業の存することがある。——種々の營業中にも其々の地方にとりて死命を制するやうな、大な工場とか鑛山とかいふものがあることがある。其は必ずしも營業とのみ限らず、神社、寺院、温泉、其他の名所、官廳、學校などが其地方にとりて之に代るものであることもある。兎も角、或地方にて其れあればこそ其地方が成立し繁榮し得るといふものがある。かかるものの其地方に及ぼす影響は實に大い。で既にかかるものがあれば、其地方としては之をば大事にしなければならぬし、まだ之がないとすれば、其地方に相應した此の如きものを見付けて、其を招致するの工夫をしなければならぬ。かくて往々にして或工場に一定年間免税の特典をも與へて之を誘ふといふことが行はれる。<sup>24)</sup>

### 第三段 地方の營業課税策

以上、地方財源としての營業の重要性、並に地方と營業との關係の記述から、課税政策として推理され得ることは次の如きものである。

(一)課税外の方面にて、即ち財政としてはむしろ經費の方面にて、營業發展に好都合なる條件を作ること主力を注ぐこと——勿論其は課税策からいへば間接のことではあるけれども、地方として營業の爲めに便宜を供することを怠つてはならぬといふことが第一の注意すべき事柄である。

營業が地方財源として重要なものだといふ以上、營業から先づ搾取するよりも、むしろ其に積極的に好都合のものを供しなければならぬ。收穫するの前には、肥料を施さなければならぬと同じである。成程其はまだ營業といふ好財源がないのに、先づ財源を作つて營業の爲めに計るといふのだから六つかしい注文のやうではあるけれども、併し其地方として確かに營業に於て將來發展を遂ぐる見込があるとすれば、當局者は英斷を以て他の經費に大なる節約をしつつも營業の前提條件たる施設には思切つて費用を使はなければならぬ。其は随分六つかしいことには相違ない。けれども其處には何等かの工夫をすることを努めては見なければならぬ。

(二)課税上には、營業に對し特に中心的營業に對して出来るだけの輕税を課する用意を爲すこと——此も實際は恰かも好財源を利用せぬといふのであるから、洵に實行し悪いことではあるけれども、其を適當にしなければ、將來に於ける好財源を養ふことは出来ない。元來、税は重いよりは輕きが良く、同じものなら一層輕い方が人心を落着ける<sup>25)</sup>ものであるが、特に營業に關與する人は利害の打算の一層銳きものであるから、輕微なる税の相違にても決して之を見逃がすものでない。だから大なる程度でなくとも、聊かにても、他地方よりもより輕き課税といふことが、能く營業を其地方に引き着けることが出來、又少し許り重いといふだけで營業を他地方に追ひ遣ることもなるのである。そして地方として營業を稍々輕い度にて課すべしといふ理由は、前段、前々段にて述べたるものを綜合すれば明かであるが、茲に之を分析して排列すれば次の如くである。

25) Green, l.c. p. 3.

(A) 一層の輕税を得策とすること——營業は財源として重大であり將來に於ける發展性も大いけれども、重税を避け輕税を追ふの傾向の強きものであつて、新に企業の場合處を**選む**については、其の少しでも軽い處を求め、少しでも重ければ其を避けることになるし、既に存在する營業にても重税の處から輕税の處へ移轉することが或度までは行はれるし、少しでも重いといふに於ては遁脱を當然とするの傾もあつて、一層多く遁脱を工夫し、又或度まで容易に其目的を達し得る所でもあるので、地方としてはむしろ一層の輕税とするに於て此等の弊を免れ又は緩めることを得るのであり、全體上、輕税によりて、重税としたよりも一層多大なる財政收入を得ることにもなり得る。即ち地方として營業に對する一層の輕税を得策とすることになるのである。

(B) 一層の輕税を至當とすること——營業には特に土地家屋に比し或度まで一層の輕税を爲すを至當とするものがある。だから之が輕税は當に得策なのみでなく、本來之が至當だといふに於て、一層にも之を辯護せしめることになるのである。其理由は次の如し。

(い) 能力觀からいふても、營業には其種類によりて差等ありて一様だとはいへぬけれども、兎も角、此に資産的要素と勤勞的要素とがあつて、土地家屋の如く殆んど資産的要素のみから成るものに比しては同一額の所得又は収益を假定しても一層能力が低く、隨ふて一層の輕税を課するのを至當としなければならぬ。

(ろ) 利益原則加味の見地からいふても、營業は地方からして土地家屋と相並んで特段なる利益

を受け又は之に特段なる費用をかけさせたものとして、特に重き稅負擔をも至當とされるのだけれども、其が土地家屋に及ぶのと比較しては稍々弱いものとされなければならぬものがある。即ち土地家屋の如く其地方と全く不可離のものといふほどでなく、或度まで他地方へ移轉し得るものであり、そして其營業につき必ずしも其地方限りでなく、他地方との交渉もあり、他地方から少からぬ利益を受けつつあるといふこともあつて、土地家屋の如く其地方のみから専ら利益を受くるものと選を異にするといふことがあるからである。

(は) 一方、營業が地方から利益を受くるといふ受動的の點もあるけれども、他方、營業が地方に利益を與ふるといふ致動的の方面もあつて、或度まで、夫の營業の受益干係を一層にも弱めるといふことがあつて、營業の輕稅を理由付ける。其は又更に、

(1) 一般營業が存在及發展することによりて、其地方の土地、家屋、資本、勞力の經濟價值を増加し、地方繁榮を進めるといふこともあるし、

(2) 特に或中心的なる重要營業が更に地方繁榮にとりて特別の重さを有つといふこともある。

(に) 營業が其地方にあるが爲め、其れだけ其地方の他の元素、土地家屋資本勞力等の持主の稅負擔を輕からしめることに役立つて居るといふこともあり得る。尤も此は事情によりては必ずしも當らずして、却つて其地方に營業あるが爲めに、地方費が嵩み、例之、交通土木費も自ら増加

し、労働者の入込むことが多くなつて教育費、救貧費、警察費、衛生費が嵩み、其増加の度合が恰かも營業には負擔を宥恕し輕減するが如き政策が行はれて、其營業が負ふ所の税の増加にては補填し得られぬといふこともあり得る。けれども又、事情によりては此營業特典の程度もさまで高いものではなく、營業も相當の重い負擔をして、能く彼の爲めに其地方に増加費用を要せしめたのを償ふて尙若干餘りありといふこともあり得る。其れだけにては茲にいふ營業への多少の輕負擔を至當とするの一理由ともなるのである。又、或は實際に於て具體的の場合に、此終の補償が不十分であつて、むしろ營業の自ら負ふ負擔にては此が爲めの増費用を充たし得ぬとしても、尙ほ營業が其地方にあるが爲めの故に、其地方の土地家屋資本勞力に與ふる所の前記(は)にいふ増價値の効果によりて埋合の得らるるといふこともあるから、假令此にいふ働は得られぬとしても、營業輕課の理由は恐らく動搖することなきを得るであらう。

(三)餘論——此政策の餘弊——について一言する。此政策は上にいふ如くで、其地方の永遠策としては上乘のものであらうと思ふが、併し此には必ずしも其地方繁榮といふ良い側のことのみが現はれずして、多少の不利も伴ふであらう。其は左の如きものである。

(A)對內的——には、即ち其地方としては内部に於て、他の元素、土地家屋資本及勞力が目前に割合重い負擔をしなければならぬといふので、不公平だといひ、又反社會的だといふて非難せられることになり、此が多少内部の混亂、不満を生ずるであらう。併し其は前記、事の本質を明か

にすれば、諒解が得られるであらうと思はれる。

(B)對外的——には、一地方にて營業に對して輕稅を課するときに、元來、營業の間には常に激しき競争の行はるるものだから、かくして地方間に同一營業でありながら負擔に差等を生ずる爲め、各地の營業者間の競争條件を異ならしめて、自ら負擔重きものをして競争を困難ならしめ、其爲め國內經濟界に擾亂を引起すといふこと<sup>27)</sup>もあり得る。此は弊害といへば弊害に相違ないけれども、地方間に於ける競争は恰かも人々間の競争と齊しく或度までは已むを得ぬことであり、而かも之により各々他に後れざらんとして懸命に工夫努力を怠らざることにもなり、其結果が進歩向上に歸して國家國民全體の爲めになり得るのであるから、此も甚しからざる限りは見逃し得るものといふて良く、各地方は其々に懸命になつて、如何にしたらば其地方の繁榮を進め得るかを研究しなければならぬのである。

### 結 論

以上要之、營業は地方財源としては多少の缺點はあるけれども、併し幾多の長所を備へ、重要性の大なものだから、之をば却つて目前の急に應ずるあまりに、先づ搾取することを遠慮して、むしろ之が充實を計るの有益なるを認めしめるし、他方、營業が地方から世話になると共に、地方が營業によりて利益を受くることの少からぬ點もあり、旁々、地方としては課稅外に於ても營業の發展に好都合となるべき條件を作ること<sup>27)</sup>に力を用ゐ、課稅策に於ては、營業をば多少輕く課稅するやうにするのが妥當でもあり、又得策でもあることを認めざるを得ない。

27) Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 421.